

# 島根県制度融資

## 1. 目的

県内中小企業の円滑な資金調達を支援するため、信用補完制度を活用し、県が金融機関等と協調することにより、低利・長期の資金を提供する。

## 2. 内容

### (1) 融資枠：総額650億円

- |                |                              |
|----------------|------------------------------|
| ①中小企業制度融資      | 500億円(通常450億円、別途コロナ関連資金50億円) |
|                | (令和4年度同額)                    |
| ②まち・ひと・しごと創生資金 | 20億円(令和4年度同額)                |
| ③中小企業育成振興資金    | 20億円(令和4年度同額)                |
| ④立地関係資金        | 110億円(令和4年度同額)               |

### (2) 令和2年度新型コロナウイルス感染症対応資金の条件変更支援の継続

- 令和2年度に融資した新型コロナウイルス感染症対応資金（国制度および県単独制度）について、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、エネルギー価格・物価高騰の影響をふまえ、返済計画の見直し（以下、「条件変更」という。）をやすくし、事業継続に必要な手元資金の確保を支援する。

#### [概要]

- 借入当初から据置期間4年以内、融資期間13年以内の範囲内で条件変更をした場合に、追加で必要となる保証料を支援。  
取扱期間：令和5年12月末条件変更実行分まで

### (3) 令和5年度中小企業制度融資等(主なもの)

#### ①セーフティネット資金新型コロナウイルス感染症対応枠

- 令和3年4月に創設したセーフティネット資金新型コロナウイルス感染症対応枠について、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、引き続き保証料率の引下げを行い、県内中小企業の資金繰りを支援する。

[概要]

資金名	セーフティネット資金新型コロナウイルス感染症対応枠
要件	○売上減少要件 ・セーフティネット保証4号又は5号の認定 (4号は金融機関が継続的な伴走支援をすること)
資金用途	設備資金、運転資金
借換	可(県制度融資の既往借入金)
融資限度額	8,000万円
融資利率	責任共有(5号) 年1.25% 責任共有外(4号) 年1.10%
融資期間	12年以内(据置期間3年以内)
信用保証料率	責任共有(5号) 年0.3% 責任共有外(4号) 年0.4%
融資枠	20億円
取扱期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

・セーフティネット保証4号：幅広い業種で影響が生じている地域で、売上高が▲20%以上  
(新型コロナの影響では、全都道府県を指定)

・セーフティネット保証5号：特に重大な影響が生じている業種で、売上高が▲5%以上

②収益力改善伴走支援型特別資金

- ・令和5年2月に創設した収益力改善伴走支援型特別資金の取扱を継続し、売上や利益率が減少した県内中小企業の資金繰りを支援する。

[概要]

資金名	収益力改善伴走支援型特別資金
要件	○売上減少等要件 (1) セーフティネット保証4号又は5号の認定 (2) 一般枠 売上減少5%以上又は利益率減少5%以上 ○経営行動計画書を作成し、金融機関が継続的な伴走支援をすること(原則四半期毎に報告)
資金用途	設備資金、運転資金
借換	可(R2コロナ資金(ゼロゼロ融資)等保証付既往借入金)
融資限度額	1億円
融資利率	責任共有(5号、一般枠) 年1.40% 責任共有外(4号) 年1.25%
融資期間	10年以内(据置期間5年以内)
信用保証料率	(1) セーフティネット保証 年0.2% (2) 一般枠 年0.2~1.15%
融資枠	30億円
取扱期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

### ③起業・創業の支援

- ・新型コロナウイルス感染症の長期化やエネルギー価格・物価高騰という厳しい状況において、果敢に起業・創業にチャレンジする県内中小企業の資金繰りを支援する。

#### ア. 創業者支援資金【拡充】

- ・融資利率の引き下げ  
 [責任共有] 1.35% →1.25% (△0.1%)  
 [責任共有外] 1.2% →1.1% (△0.1%)  
 ※制度融資の中で最優遇の利率へ引き下げ
- ・運転資金の融資期間を延長  
 7年→10年 (+3年)

#### [概要]

○創業者支援資金（創業関連保証を適用する場合） (単位：千円、年、%)

用途	融資 限度額	融資期間 (据置)	融資利率		保証料率※		融資利率+保証料率	
			責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外
設備	50,000	12(2)	1.35	1.2	0.2~	0.2~	1.55~2.65	1.4~1.91
運転	30,000	7(2) → <b>10(2)</b>	→ <b>1.25</b>	→ <b>1.1</b>	1.3	0.71	→ <b>1.45~2.55</b>	→ <b>1.3~1.81</b>

※創業関連保証（融資限度額35,000千円）を適用する場合は責任共有外、適用しない場合は責任共有

#### イ. 創業者向け小口資金の保証料を全額支援【新規】

- ・経営環境の厳しい中山間地域における創業者向け小口資金の保証料を市町村、信用保証協会と連携し全額支援する。(県 1/4、市町村 1/4、信用保証協会 1/2)

#### [概要]

○創業者向け小口資金 (単位：千円、年、%)

用途	融資 限度額	融資期間 (据置)	融資利率		保証料率		融資利率+保証料率	
			責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外
設備 運転	5,000	10(1)	—	1.55	—	0.91→ <b>0</b>	—	2.46 → <b>1.55</b>

# R05 島根県中小企業制度融資等一覧表

## 1 中小企業制度融資

資金名	資金用途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間(年))	保証料率(年%)		融資利率+保証料率(年%)		摘要(融資対象者等)
			責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外	
一般・小規模	一般資金	設備80,000 運転50,000 借換80,000	1.45	1.30	設備12(1.0) 運転 7(0.5) 借換10(1.0)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	1.85～ 2.95	1.70～ 3.00	施設・設備の改善を行う者又は、運転資金若しくは借換資金を必要とする者
	小規模企業特別資金	設備 運転 20,000		1.20	10(1.0)		0.20～ 1.20		1.40～ 2.40	保証協会保証付融資残高と新規申込額との合計が2,000万円以内となる小規模企業者
	小規模企業育成資金	設備 運転 20,000	1.35	1.20	10(1.0)	0.20～ 1.05	0.20～ 1.20	1.55～ 2.40	1.40～ 2.40	小規模企業者(融資限度額は小規模企業特別資金との合計による)
特 別	創業	設備50,000 運転30,000	1.25	1.10	設備12(2.0) 運転10(2.0)	0.20～ 1.30	0.20～ 1.50 0.20～ 0.71	1.45～ 2.55	1.30～ 2.60 1.30～ 1.81	新たに事業を行う者(起業・開業及び創業後5年未満) ※( )は創業関連保証を適用する場合
	新事業・承継	設備80,000 運転50,000	1.35	1.20	設備12(1.0) 運転10(1.0)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	1.75～ 2.85	1.60～ 2.90	・特別の法律に基づき新たな事業等に取り組む者 ・計画等を策定し収益体質の強化に取り組む者、事業承継に取り組む者(運転のみ実施も認める)
	改善・借換	運転 280,000	1.55	1.40	15(1.0)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	1.95～ 3.05	1.80～ 3.10	商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営改善計画を作成した者
	再生	設備 運転 100,000	1.40	1.25	10(5.0)	(1) 0.20 (2) 0.20～ 1.15	(1) 0.20 (2) 0.20～ 1.15	(1) 1.60 (2) 1.60～ 2.55	(1) 1.45 (2) 1.45～ 2.40	セーフティネット保証4号、5号の認定を受けた者、又は売上や利益率が5%以上減少した者(一般枠)のうち、経営行動計画を策定し、金融機関による伴走支援を受けながら経営改善に取り組む者
緊 急	セーフティネット資金	一般枠 設備 運転 80,000	1.35	1.20	8(1.0)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	1.75～ 2.85	1.60～ 2.90	取引先の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している者
	新型コロナウイルス感染症対応枠	設備 運転 80,000	1.25	1.10	12(3.0)	0.30	0.40	1.55	1.50	新型コロナウイルス感染症の影響により、セーフティネット保証4号、5号の認定を受けた者 ※セーフティネット保証4号については、新型コロナウイルス感染症の影響によるものに限る。
	災害復旧資金	設備50,000 運転30,000	1.35	1.20	12(2.0)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	1.75～ 2.85	1.60～ 2.90	災害により直接的又は間接的な被害を受けた者
	経済変動等資金	その都度知事が定める								
	災害対策特別資金	その都度知事が定める								

- (注) 1. 保証料率は、借受者の財務情報等をもとに、島根県信用保証協会が決定する。(利用する保証制度により、保証料率が本表と異なる場合がある。)
2. 収益力改善伴走支援型特別資金、経営改善サポート資金、セーフティネット資金(新型コロナウイルス感染症対応枠)の取扱期間は令和6年3月31日保証申込分まで。
3. 経営改善長期借換資金、新事業展開強化資金の取扱期間は令和6年3月31日保証承諾分まで。
4. 経営改善サポート資金の借入時の保証料率は国補助後、一律年0.2%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、責任共有年0.8%、責任共有外年1.0%となる(経営者保証免除対応を適用する場合は、それぞれ年0.2%上乗せ)。
5. 収益力改善伴走支援型特別資金の借入時の保証料率は国補助後、セーフティネット保証4号、5号の認定を受けた者は一律年0.2%、一般枠に該当する者は年0.2%～1.15%となる。ただし条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、セーフティネット保証4号、5号の認定を受けた者は一律年0.85%、一般枠に該当する者は年0.45%～2.2%となる(経営者保証免除対応を適用する場合は、それぞれ年0.2%上乗せ)。
6. セーフティネット資金(新型コロナウイルス感染症対応枠)の借入時の保証料率は県及び保証協会補助後、責任共有年0.3%、責任共有外年0.4%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料及び代位弁済日翌日以降の信用保証料については、県及び保証協会の補助の対象外となり、責任共有年0.4～0.6%、責任共有外年0.4～0.71%となる。

## 2 まち・ひと・しごと創生資金

資金名	資金用途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間(年))	保証料率(年%)		融資利率+保証料率(年%)		摘要(融資対象者等)
			責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外	
まち・ひと・しごと創生資金					設備12(1.0) 運転 7(1.0)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	1.65～ 2.75	1.50～ 2.80	県の政策を推進するため、以下の取り組みを行う者
人材投資・働き方改革等生産性向上枠	設備 運転 80,000 50,000	1.25	1.10		※観光施設等整備枠、地域商業整備枠の中山間地域商業関連及び環境対応枠については、設備15(1.0)					人材育成等を中心としてIT技術の導入などにより生産性向上に取り組む者、従業員の労働環境の整備等を行う者、しまね子育て応援企業の認定を受けた者等、働き方改革や人材投資による生産性向上の取り組みを行う者
観光施設等整備枠										地域の観光振興に資する事業(市町村長の推薦が必要)に取り組む者
地域商業整備枠										地域の買物の場の整備に取り組む者
海外展開枠										事業の海外展開を検討・実施する者(ただし県内事業所又は雇用の維持拡大を図るもの)
環境対応枠										環境保全のための施設・設備の設置、改善等を行う者

## 3 中小企業育成振興資金

資金名	資金用途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間(年))	摘要(融資対象者等)
			責任共有	責任共有外		
事業所新設等資金	土地 設備	200,000	0.95	0.80	15(2.0)	事業所の新設等を行う者
成長企業応援資金	土地 設備 運転	200,000 80,000	0.95	0.80	15(2.0) 7(2.0)	新たな市場等での事業展開により成長を図ろうとする者
経営資産承継資金	土地 設備 運転	200,000 80,000	0.95	0.80	15(2.0) 10(2.0)	雇用の維持、技術の継承、企業の成長に資する経営資産の承継をする者

## 4 立地関係資金

資金名	資金用途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間(年))	摘要(融資対象者等)
			責任共有	責任共有外		
企業立地促進資金	土地 設備	2,000,000	0.95	0.80	15(2.0)	製造業に係る事業所等の設置をする者で、条例の認定を受けた法人
ソフト産業等立地促進資金	土地 設備 運転	200,000 60,000	0.95	0.80	15(2.0) 7(1.0)	ソフト産業等に係る事業所等の設置をする者で、条例の認定を受けた法人

- (注) 1. 保証料率は、借受者の財務情報等をもとに、島根県信用保証協会が決定する。
2. まち・ひと・しごと創生資金、中小企業育成振興資金及び立地関係資金の信用保証の要否については、取扱金融機関の定めるところによる。